総務企画常任委員会

令和5年12月8日(金)

総務企画常任委員会

定例会名 令和5年第4回定例会

招集日時 令和5年12月8日(金) 午前9時54分

招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名

委員長 杉森弘 之副委員長 磯山和 夫副委員長 磯山和 夫女 員黒木のぶ子プ 石原幸雄

遠藤 憲子 山本 伸子

鈴木勝利

欠席委員 なし

出席説明員

 総務部長野口克己

 議会事務局長 滝本 仁総務部次長兼人事課長 本多 聡 庶務議事課長 飯田晴男

議会事務局出席者

 書
 記
 塚本
 勇

 書
 記
 宮田
 修

令和5年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

請願第 5号

議案第 67号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正 する条例について 議案第 68号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める 意見書の提出について 意見書案第9号 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について

エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願

午前9時54分開会

〇杉森委員長 おはようございます。

定刻より少し時間は早いのですが、全員おそろいでございますので、ただいまより総務企画常 任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、総務部長、議会事務局長、総務部次長兼人事課長、庶務議事課長であります。書記として、塚本さん、宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 67号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例について

議案第 68号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

意見書案第8号 イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求め る意見書の提出について

意見書案第9号 運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出について

請願第 5号 エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する請願以上5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

議案第67号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第67号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 人事課の本多です。よろしくお願いいたします。

議案第67号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、先般の人事院勧告に基づき一般職員の勤勉手当が改定されたことに伴い12月期の 勤勉手当の支給月額日数を0.1月引き上げ、令和6年4月から6月期及び12月期の期末手当 の支給月数を1.70月とするものです。

以上です。

- **○杉森委員長** これより議案第67号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。
- ○遠藤委員 それでは、議案第67号について質問をいたします。

この条例を改正することによって、市の負担、額が幾らになるのか、該当する人数、そしてそ ういう金額について伺います。

- 〇杉森委員長 総務部次長兼人事課長。
- ○本多総務部次長兼人事課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

特別職の職員でということですので、三役の市長、副市長、教育長というところの期末手当の

分になります。すみません、金額のほうが、その分ちょっと手元に資料がございませんので、後 ほど報告させていただきたいと思います。

失礼しました。特別職は議員のほうもございます。申し訳ございません。

- 〇杉森委員長 遠藤委員。
- **〇遠藤委員** そうしますと、金額については後ほど、今もう既に条例改正することは既に決裁されていると思うので、そのあれについてはお願いをしたいと思います。

それで、特別職については、私どもは人事院勧告これに基づくという御説明があったんですけれども、特別職というのはその性質上、人事院勧告、そういうものに基づかずに条例、給与とか報酬というのは独自に決めるべきではないかというふうに考えるのですが、こういう問題については市の執行部の考えを伺いたいと思います。

- 〇杉森委員長 総務部次長兼人事課長。
- ○本多総務部次長兼人事課長 人事院勧告のほうは、国家公務員のほうもそれに伴って給与の改定等を行います。その中で、内閣総理大臣等もそこに関連して報酬のほうも上げていますので、それに伴って上げているという考え方にすれば、こちらのほうも特別職に関しても合わせてやるということで、考えの下にやっております。
- ○杉森委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森委員長 以上で、議案第67号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第68号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 議案第68号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について御説明いたします。

本条例は、先般の人事院勧告に基づきまして、民間給与との格差を埋めるため市職員の給与等につきまして給料月額を平均1.1%引き上げ、また勤勉手当につきまして一般職員の支給月数を年0.1月、再任用職員の支給月数を年0.025月引き上げるものです。

給料の引上げにつきましては令和5年4月1日から、勤勉手当につきましては令和5年12月 1日及び令和6年4月1日から施行となります。

以上でございます。

- **○杉森委員長** これより議案第68号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。
- **〇山本委員** 山本です。よろしくお願いいたします。

こちらの期末手当のほうなんですけれども、まず。一般職の方、来年度から、対象の方の人数とそれによって引き上げられる増額の分が総額でお幾らぐらいになるのかということと、あと再任用職員、こちらの方は今対象者数は何人いらっしゃって、やはり来年度に影響のある増額分について、そちらが分かればお示しいただきたいと思います。

- 〇杉森委員長 総務部次長兼人事課長。
- ○本多総務部次長兼人事課長 まず、今の委員の御質問に関しまして、対象の職員数、今約40 9名というのが常勤職員数12月1日現在となっております。再任用に関しましては少々お待ち ください、約60名ぐらいおります。あと、どれぐらい予算を見込んでいるかという話ですが、 すみません、再任用というように分けてはいないのですけれども、常勤職員ということでは約1 50万円ぐらい、これは給料月額での増分なんですけれども約150万円ぐらいを見込んでおり ます。まだ、当初予算を編成中ですので、金額については動く可能性はございます。 以上です。
- 〇杉森委員長 山本委員。
- 〇山本委員 それから、人事院勧告なんですけれども、ちょっと人事院の私、読ませていただきましたところ、給料のほうなんですけれども、初任給をはじめとして若年層に重点を置いて引き上げるというふうな一文がありました。平均で1.1%とはおっしゃってはいるんですけれども、こういう若い方への配慮というのがどういうふうな配慮がされているのかというところを伺いたいと思います。それから、やはり人事院勧告の中に非常勤職員に関する給与に関することがありました。常勤職員の改定に準じて非常勤職員の給与も改定に努めるようという旨の通達があると思うのですが、この点に関してはどうなっているのかをお伺いいたします。
- 〇杉森委員長 総務部次長兼人事課長。
- ○本多総務部次長兼人事課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、委員のおっしゃるとおり若い職員のほうの給与アップというところ、人事のほうでも見込んでおりまして、級別になるのですが、低い級ほど若い職員が貼り付いております。1級が5. 2%、2級が2. 8%、3級が1. 0%、4級が0. 4%、5級以上が0. 3% ということで引上げの割合がなされております。全体で1. 1%の引上げということになっております。

初任給のほうなんですけれども、現在、高校卒業で1万2千円、大卒程度で1万1千円という ことで初任給の引上げになる予定になっております。

非常勤職員の部分なんですけれども、委員も御存知かもしれませんけれども、勤勉手当の部分を今こちらでも検討しておりまして、その準備のほうを、今後条例等の改正を行って準備していきたいというふうに考えております。

- **〇杉森委員長** 山本委員。
- **〇山本委員** ありがとうございました。

今の非常勤の件ですけれども、そうすると令和6年度からの改定には間に合うのかどうか、非 常勤の方の。ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

- **〇杉森委員長** 総務部次長兼人事課長。
- **○本多総務部次長兼人事課長** 現在、令和6年の4月からの施行ということで、制度の準備等を しております。
- **〇杉森委員長** そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森委員長 以上で、執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第67号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○杉森委員長 賛成多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

賛成全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第8号、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に 求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第8号について意見のある方は御発言願います。石原委員。

〇石原委員 おはようございます。

本意見書につきまして、意見を述べさせていただきます。

確かに、戦争というもの、これは誰しも好んで賛成をする人はいないと思いますが、本意見書の提出につきましては、いささか地方自治法の趣旨というものを勘違いして解釈しているのではないかというふうな指摘をさせていただきたいと思います。

地方自治法第99条では、地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政 庁に提出することができるというふうな規定がございますが、この文言を素直に読めば、意見書 の対象というものは当該団体、つまり牛久市に利害関係のある事件を対象とすべきであって、あ まり牛久市の公益に関係のないと思われる事件を対象にすべきではないというふうに考えます。 その意味で、特に外交問題というのは原則として国会で議論されることであって地方議会で対象 とすべきではないというふうに判断をいたします。

また、外交問題に関わる地方議会からの意見書の提出につきましては、これまで過去2回にわたって国から、国の外交に与える影響を考慮して慎重な態度を求めるということで通達が出されております。したがいまして、牛久市議会として本市の公益にあまり関係のない外交問題に関わる本意見書の提出、これはやはり地方自治法第99条の趣旨にふさわしいものではない、そぐわないものであるというふうに判断をいたします。

以上です。

- **〇杉森委員長** ほかにありませんか。遠藤委員。
- ○遠藤委員 今、石原委員のほうから当該地方公共団体に関する事件のことを述べられましたが、

今私ども牛久に住んでいる住民だけではなく、寸時今世界に起きていることが、毎日このようなガザのニュースというのを聞かされているわけです。ですから、牛久市民が該当しないのでこの意見書の提出は正しくないというか、そういうような言い方をされましたが、慎重に取り扱うことが望ましいというこういう通達の内容だと判断をいたします。望ましいということは出してはいけないということではなく、地方議会として皆さんの真意を、やはり届けるのが私たち議員ではないかと考えます。議会として、やはり国に対してはっきりと意見を述べる、外交努力を尽くすことを求めるものであって、そのものには該当しないという判断をしてこの意見書には賛成をいたします。

〇杉森委員長 ほかにありませんか。黒木委員。

○黒木委員 冒頭、述べられていたように大切な命、言葉だけではなく地球よりも命は大切であるというようなのがジェノサイド等によって本当に関係ない人たちの命が失われていく、それに対するそれぞれの重さを考えたときには、やはり規定どおりというものの考え方ではなく、やはり命というものに対しての我々、先ほど遠藤委員のほうからもありましたように、そういう意見を国に言わなければ、国というのはやっぱり地方があってということでの国の政治というふうに私は捉えていますので、やはりそういう意見が本当は、全自治体が千七百くらいありますよね、そのあれが全部出したら国は否応なく望ましいということであれば絶対ということではないし、そういう運用の中で今回のこの意見書は適切であるというふうに考えていますし、やっぱり牛久の皆さんの総意という形で考えたときには必要不可欠な意見書であるというふうに私は考えております。

以上です。

- ○杉森委員長 ほかにありませんか。鈴木委員。
- ○鈴木委員 本意見書の趣旨、内容に対して異論を挟む余地はありません。その内容に関しては同意をしたいと思います。ただし、石原委員のほうからも話がありましたとおり、地方自治法第99条の規定の趣旨から判断すると本件は外交上の事件であって直接牛久市の公益に関する事件とは言い難い。意見書の体裁で提出することはなじまないのではないかと考えております。以上です。
- ○杉森委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森委員長 以上で、意見書案第8号についての意見を終結いたします。

次に、意見書案第9号、運転士不足解消のための財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第9号について意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 この意見書を私どもで提案をしているものですが、現在、関東鉄道の状況を先日伺いました。そうしますと、市内のバスですが平日が338便中42便が減になるということです。 それと、土日と祝日分が218便中25便が減になるという報告がありました。

そしてまた、これはここにはコミュニティバスのことについては述べてはいないんですが、関

鉄に牛久市としてお願いをしている立場上、コミュニティバスには影響はどうかということも調査をしましたところ、約10%の減便が考えられるということでありました。

確かに、関鉄バスにいろいろな牛久市の公共交通では大いに皆さんも利用しているところなのですが、一バス会社の問題だけでなく、運転手の働き方改革ということも含めまして、自治体、そしてまたバス会社への財政支援、これが非常に大事になってくるのではないかというふうに考えました。ぜひ、国へのこの意見書を提出をしたい、このように考えるものです。

○杉森委員長 ほかにありませんか。黒木委員。

○黒木委員 国、働き方改革ということで、今まで無限に残業という形でできたものができなくなるという、そういう働き方改革の視点から言うならば最も適切であるというふうに思いますが、その結果、市民の人たちに対していろんな形で影響してくるわけです。国にいかに意見書を出したとしても国のほうはそういう地方自治体の現状などを考えないで、ただ一方的なものの考え方で今まで働き方改革というふうにやってきているわけですから、当然措置としては8時間労働ならば、じゃあ増員すればいいじゃないかというふうに考えるのが誰しもの基本的なものであって、それには増員するイコール予算というふうになっていくわけです。その財源をやはり出して、こうだからこうという論理性が全くなっていない中で、働き方改革のために市民が恩恵を受けるである足のかっぱ号やうしタクやその他のいろいろな公共交通に対しても予算がないために人がいなくなる、イコール市民に影響してくるという連鎖の中で、じゃあどうしたらいいかということは、取りあえず国はちゃんとしてそういう考えをしろという意味ではこの意見書は適切かなと思います。

国がぜいたくするかしないかは国次第ですけれども、牛久としては牛久の議会としての総意であるということはやっぱり明確にして、意見書という形でしか国の予算を取るというか、その方法の一つとしての意見書であるというふうに理解しています。

以上です。

〇杉森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇杉森委員長 以上で、意見書案第9号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。意見書案8号と9号、両方です、討論は。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました意見書案第8号及び意見書案第9号につきまして採決いたします。 採決は挙手により行います。

意見書案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇杉森委員長 賛成少数であります。よって、意見書案第8号は否決されました。 次に、意見書案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇杉森委員長 挙手同数であります。

委員長採決ということになりますので、委員長は可といたします。よって、原案のとおり可決 されました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の方は、委員会席にお着き願います。

午前10時21分休憩

午前10時22分開議

〇杉森委員長 次に、請願第5号、エリザベスさんに在留特別許可を求める意見書提出に関する 請願を議題といたします。

本日は、参考人として請願代表者の柳沢様にお越しいただきました。

柳沢様におかれましては、本請願の審査のため、お忙しい中お越しいただきありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、参考人の方に請願の趣旨を簡潔に説明願います。

○柳沢参考人 牛久市議会議員の皆さん、おはようございます。

私は、茨城県の笠間に活動の拠点を置くウィズエリザベス (エリザベスとともに) というグループから来ました柳沢由実子と申します。

私たちは、12月6日牛久市議会に対し、牛久市在住のナイジェリア人エリザベスさんに特別在留許可を求める意見書を、法務大臣と出入国管理庁長官に提出するよう求める請願署名を1,247筆を提出いたしました。これに関し、参考人として意見を述べさせていただきます。5分ほどお耳をお貸しください。

オブエザ・エリザベス・アルオリウォさんはナイジェリア出身の難民認定申請者です。アフリカ各地に古来から伝わる女性性器切除(FGM)の慣習から逃れて14歳で故郷を離れ来日したのは24歳のときでした。1991年、32年前のことです。数年間、埼玉などに暮らした後、25年前からここ牛久で暮らしています。今まで、女性性器切除を理由に2度難民申請をし、1度目は却下され、現在2度目の申請が審議中とのことです。

今年の春、女性性器切除は難民認可の理由として日本政府が認めるものになったのですが、今までのところ、エリザベスさんは難民認定を受けていません。2度目の申請が却下された場合、故郷ナイジェリアに強制送還されたら、故郷の部族の慣習に背いたエリザベスさんは今でも命の危険があります。

エリザベスさんは入管施設から仮に放免されている身分で、日常生活を厳しく制限されていま す。仮放免者は働くことは禁止されています。健康保険にも入れず、許可なしに県外に移動する こともできません。非常に不安定な身分です。

私たちは、エリザベスさんの存在をNHKドキュメンタリー『エリザベス この世界に愛を』で知りました。いろいろな制限がある中、同じ県内なら仮放免者でも許可なしで動けると知りました。そこで、少しでも彼女が安心していられる場所になればと、笠間に住む仲間と中心となっ

て2021年6月にウィズエリザベス(エリザベスとともに)という小さなグループを立ち上げ、 支援を始めました。

エリザベスさんは、自身仮放免という不自由な状況にいながら、困窮している外国人のために 日常生活の多くの時間を費やしています。入管収容者やパスポートもなく祖国から逃げてきて空 港で捕まった人、また、自身同様、仮放免の身分で苦しい生活をしている人、彼らの伴侶で病気 や失業中の日本人やその子供たちまで、エリザベスさんが支援してきた人々は実に様々です。

入管施設にいる人々の不安や悩みに耳を傾け、役所の書類書きを手伝い、病院や弁護士事務所に付き添い通訳をし、家族の代わりに入院治療の同意書にサインし、国籍のない子供たちの入学、通学手続に奔走し、難民申請者や仮放免の人々の窮状を訴えるなど、その支援活動は実に生活全般、多岐にわたっています。

エリザベスさんの献身的な活動をたたえて、日本平和学会平和賞など幾つかの社会貢献賞が贈られています。エリザベスさんの活動は、国籍を問わず人権を尊重することの大切さを私たち日本社会に広く知らしめ、苦悩する隣人を支える勇気を私たちに呼び起こすものです。私たちは、エリザベスさんこそ、人道配慮に基づく在留特別許可を得るにふさわしい人物であると確信しています。

今年の春、私たちはネット署名Change.orgでエリザベスさんに在留特別許可の署名活動を開始しました。そして、約3か月で3万8, 000筆の署名を集め、法務大臣と出入国管理庁長官に届けました。しかし、残念ながら今に至るもエリザベスさんの在留特別許可は下りていません。

そこで私たちは、この10月の半ば、エリザベスさんの住むここ地元牛久で、ここは全国に2か所ある入国管理センターの一つ東日本入国管理センターのある町です。ここ牛久を中心に署名運動を開始しました。牛久市議会に対し法務大臣と入国在留管理庁長官に向けて、エリザベスさんに在留特別許可をの意見提出を求める署名運動です。そして、約1か月半の間に総数1,247筆の署名を得ました。この署名活動で得た筆数の内訳は、牛久市民の215筆を含む茨城県民が7割、残りの3割が東京都を含む近隣都県の住民です。

冒頭で申し上げたとおり、12月6日、私たちはこの1,247筆の請願署名を牛久市議会に届けました。私たちはこれをもって牛久市議会から法務大臣及び出入国在留管理庁長官に対してオブエザ・エリザベス・アルオリウォさんに在留特別許可を求める意見書を提出していただくよう請願するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

〇杉森委員長 ありがとうございました。

それでは、請願第5号について質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 参考人の方の御説明、ありがとうございました。

その中で、エリザベスさんが牛久にもう25年もお住みになっているということ、そういう関係で、今働くことも保険もないという中でどのように生活をされているのか、ボランティアの 方々がいらっしゃるのだと思いますが、その実態。それと、あと在留特別許可が出された場合ど のようになるのか、今は仮放免中ということなのですが、その辺の経過等に説明をいただきたい と思います。

〇杉森委員長 参考人。

○柳沢参考人 ありがとうございます。

生活の実態ということでちょっと説明いたしますと、エリザベスさんは非常に敬けんなクリスチャンです。彼女の生活は教会に行って祈ること、そして教会で支援している様々な困った人たちを支援するという、実際に支援の実働者として支援に行っているというのが日々の暮らしです。それは、実は教会関係だけではなくて、ここにある牛久の入管がありますので、入管にそこに捕らわれている人たちに会いに行って、そして何が必要か、そしてどのような苦しみがあるのか、故郷との連絡はどうなっているのか、様々なそういう悩みや苦しみというものを聴いて、そして一緒に考える、一緒に手だてを講じるということ、困っている人たちに実際に手を差し伸べて一緒に行動するということ、それを日々の暮らしにしています。

彼女自身の働いてはいけないのにどうやって、言ってみれば食べていけるかということですよね。それはやはり、教会関係の人たち、それから私たちのように少しでも彼女の役に立ちたいと思っている市民の人たちの具体的な援助、例えば私たちは彼女に電話代を月々決まった金額ですので、電話代を私たちが払うとかそういう形で様々な人々の善意から経済的な支援を受けて暮らしている。働くことができないので何らかの方法で家賃を、それから日常生活に必要なものを買うということでお金を工面している。それは、本当に毎月毎月違うということ、それは私たちは知っています。ですから、決してもちろん楽な暮らしではないし、大変な経済的な苦境に立たされていると思います。

それから、仮放免という状況というのは働いていけないだけでなくて、さっきも説明しましたけれども、入管から許可が出なければ移動することができないんです、自分の住んでいる県から。そういう意味でも行動には非常に制限がありまして、彼女自身どれだけ全国を駆け回って、いろいろな事情から結局入管から外に出ても暮らすことができなくて、そして警察の世話になるとか、路上生活をするとかそういう人たちに手を差し伸べるためには、この同じ茨城県の中にいることだけではとてもできないわけですから、そういう意味では、やはり仮放免の人たちの暮らしというのは、彼女自身、一番制限があるというのを感じているはずです。

- **〇杉森委員長** そのほかございますか。山本委員。
- **〇山本委員** よろしくお願いいたします。

今、仮放免ということで、請願の中に難民申請が認められなくても人道配慮に基づく在留特別 許可という文章があるのですが、難民申請じゃなくて人道配慮というのとそこら辺の違いという のはどういうふうになっているのかを教えていただけますでしょうか。

- 〇杉森委員長 参考人。
- ○柳沢参考人 御質問ありがとうございます。

これは、私たちも実は本当に知らなかったことなんです。在留特別許可というのは、今私たちが皆さんに呼びかけている在留特別許可というのは、これは難民申請とは別のものです。難民申

請というのは本人がしまして、そしてそれが法務大臣、国から認められるという形での申請が認められる、認可されるというシステムですけれども、もう一つの在留特別許可というのは、これは言ってみれば法務大臣の恩情によって与えられるものです。これは今までの経過を書いたものを見ますと、例えば日本人の伴侶がいるとか国籍が日本人の子供であるとか、そういう家族的なところで家族の中に日本人がいる、そして自分は外国人だけれども、そして難民申請が受けられていないから臨時の仮放免の形で暮らしているけれども、在留許可を欲しいという申請をしている、難民申請の申請をしている対象の人たちに対して、法務大臣が恩情をもってこういう事情ならば在留を特別に認めましょうということなんです。ですから、どういう人が在留特別許可をもらえるかということの決まりはないんです。言ってみれば、法務大臣の懐の決断一つにかかっているというようなものです。

〇杉森委員長 山本委員。

〇山本委員 今のお話だと法務大臣のということになりますと、こういう請願を出すことによって市議会の後押しがあるということが在留特別許可のためにもプラスになるというのか、そういう力になるというような考え方でよろしいのでしょうか。

〇杉森委員長 参考人。

〇柳沢参考人 はい、そのように考えています。

私たちとしては、少しでも法務大臣の耳に、法務大臣は一つの資格です、資格といいますか国の一つの機関ですので、国の一つの機関に私たち民衆の気持ちといいますか熱意が通じるようにこのような運動を起こしているということです。

その私たちの強い気持ちが通じるための一つの手段として、やはりエリザベスさんが住んでいるこの町、そしてまた、牛久の入管があるこの町からエリザベスさんに対する特別在留許可をということを求めていただくということが、非常に強い後押しになるのではないかと考えております。

○杉森委員長 そのほかございませんか。黒木委員。

○黒木委員 本人にも過日お会いして、本当に人格、それと今御説明をいただきましたように様々な難民とか自分と同じような境遇にある人たちの救済をしているということであるにもかかわらず、先ほど在留特別許可というのが担当の法務大臣の考え方一つというのは、何かその辺がちょっとどうしてなんだろうねと、こんなすばらしい人、まして25年ももう既にここの牛久に在住しているわけですから、そういう意味でも何でくれないのだろうなということがすごくあれなんですけれども、どういうふうに一つ一つの問題を取り除くとかそういう形をやっていけばということで、その一つが牛久市議会の同意をもらった形での法務省のほうに提出するという運びになったというふうには考えられますけれども、その辺がちょっと何でだろうというのがあります。今まで、法務の担当の許可するしないの外務省も含めていろいろあると思うんですよね。だからその辺に関して、だから駄目だというのがあるんですかね。法務省と向こうからの関係で。

- **〇杉森委員長** 今のは意見ということでよろしいですか。
- **〇黒木委員** 意見ではなくて、お聞きしたいんです。

〇杉森委員長 何を。(「何を聞きたいのか分かんないでしょ、今の発言では」「分かります」 の声あり)

○黒木委員 いやだから、どうして、だから今言った特別在留許可が法務局の胸ぐら一つでというふうになっていますけれども、本当に先ほど、冒頭に申しましたように人物もすごく明るいし、そのほかに今までいろんなことをやってきているわけですよね。それをどうして法務局が許可しないのか、ちょっとその辺が引っかかるなと思いますので、その辺の考え方はどのように法務局のほうが言っておられるのか、ちょっと分かればその辺聞きたいと思うのですが。

- **〇杉森委員長** 参考人、よろしいですか。
- ○柳沢参考人 はい。御質問ありがとうございます。

今までも説明しましたように、日本に在住が認められるためには2つある。一つは難民許可です。もう一つは在留特別許可というこの2つの手段があるわけですけれども、日本は基本的に難民ではなくて移民そのものを認めてない国なんです。どこの国でも日本以外の国を見たらば、アジアのほかの国々もそうですが、特にヨーロッパはたくさんの移民を引き受けています。ところが日本は移民庁もなければ移民を司る役所がないんです。ですから、ほかの国だったら移民担当大臣というのがあるわけだけれども、日本には移民担当大臣がないです、部署もないです、役所がないです。

外国から来る人たちは、移民のつもりで来る人たちもたくさんいらっしゃるわけ。だけれども 日本に来てから初めて、え、日本には移民担当庁がないんだということに気がつくわけです、大 体の人たちはそうです。それで、観光ビザで来て3か月、その間に、例えばエンジニアだったり、 例えば学校の先生だったり、何か資格を持っている人たちはその資格に担当するところに請願を 出して、そしてここを移民ということではなくて外国人として日本の中で権利を持って働くこと ができる人、その人たちに与えられる一つのビザの形があるわけです。だけど、それが移民とい う形で押さえているほかの国々と比べて日本は移民という制度はないですから、皆さんどこの資 格にも当てはまらない人たちは難民のところに行くわけです。難民となった場合に、難民として 認められるためには難民申請をしなければならない。あるいは、難民というところが無理だった らば、今のエリザベスのケースのように在留特別許可というものを得るという手段も例外的にあ るということです。だから、移民という枠がない国において難民という、それから特別な資格と して、というか許可を得られるものとして在留特別許可というものがあると。そういうような仕 組みになっているので、エリザベスに限らず、本当にエリザベスに限らずです、たくさんの人た ちが、やはり日本の中で難民として認められるということが非常に少ないので、大変な苦労をし ているという、そういう実情なんです。その中の1人なんです、エリザベスさんは。そういうこ とです。(「はい、分かりました」の声あり)

- **〇杉森委員長** ほかにありませんか。磯山副委員長。
- 〇磯山副委員長 何点かお聞きいたします。

まず、在留特別許可が下りた場合に今の生活の形態がどう変わるのか、変えることができるのか。それと、この許可というのは一度与えられると、変な……、未来永劫この許可を与えられ続

けられるものなんですか。それをちょっとお聞きします。

- 〇杉森委員長 参考人。
- **○柳沢参考人** 在留特別許可というのは働くことが可能になります、許可が下りた場合に。そして、日本の滞在は1年あるいは5年。大体の人たちは5年の滞在が許可されることはなくて、ほとんどの人が1年の許可です。1年もらった人は、また申請して延ばしていくという、そういう制度になっているようです。
- ○磯山副委員長 一度許可を与えられた人が再申請した場合、これ100%というのはないんでしょうけれども、まず、与えられ続けるものなんですか。
- 〇杉森委員長 参考人。
- ○柳沢参考人 今まで見たところによりますと、延長がほとんど可能のようです。
- 〇杉森委員長 磯山副委員長。
- **〇磯山副委員長** 分かりました。それと、保険なんかは健康保険とかそういうのは適用にはならないんですか。
- 〇杉森委員長 参考人。
- ○柳沢参考人 健康保険にも入れます。国の保険制度に入ることができます。
- 〇杉森委員長 磯山副委員長。
- **〇磯山副委員長** 次に、まず1回目に申請が却下されたということなんですけれども、このときのどうして却下されたのか分かればお聞かせください。
- 〇杉森委員長 参考人。
- **〇柳沢参考人** その当時は、まだFGM、女性性器切除ということがあまり知られてなくて、彼女の申請したのは2016年が1回目だったと思うんですけれども、女性性器切除、FGMと呼ばれるこの部族の慣習というふうに言われているんですが、アフリカの30か国でいまだに行われている女児に対する大変な健康破壊だし、暴力行為でもあるんですけれども、それがあまり知られていなかったということ。それからもう一つは、もうそれだけの時間がたっているのだから危険はないだろうと。帰っても、つまり難民申請するということはその国に帰らないという意味ですから、帰ってもそれほど危険はないだろうと、そういうふうに判断されたというふうに聞いています、エリザベスさんから。
- **〇杉森委員長** 磯山副委員長。
- 〇磯山副委員長 分かりました。

それと、この申請というものが、特別許可がいただけた場合は難民申請とか云々ということは もう関係なくなってくるんですか、特別許可を受けている間は。

- 〇杉森委員長 参考人。
- ○柳沢参考人 はい、これをダブルで受けるということはないようです。
- **〇杉森委員長** 磯山副委員長。
- ○磯山副委員長 それともう1点なんですけれども、こちらにナイジェリアに帰ると即逮捕と処刑ですとうたっているんですけれども、これは国が違うのではっきり答えられることではないか

と思うんですけれども、やはりこういうことになり得るんですか。

〇杉森委員長 参考人。

○柳沢参考人 はい。一つには、彼女の部族が彼女が逃げたときに、14歳で逃げたんですけれども、そのときに追手というか、彼女を捕まえようとした男の人たちが追ってきたわけですけれども、その中の1人か数人か分かりませんが、その人たちにけがを負わせたらしいんです、彼女が。そういうことで、彼女はこの部族の慣習に反対したということだけではなくて、非常に個人的にあの女の子に男たちがけがをさせられたというか、命の危険に及ぶようなけがだったらしいんですけれども、何かそういうようなことがあったために帰れないと。帰ったら殺されるという恐怖がずっと彼女の中にあります。

それが一つと、それからもう一つはFGMというのはあまり知られてないんですけれども、ここでちょっとお話ししますと、女性の性器を削り取ったりそこを縫い合わせたりするような慣習なんですけれども、なぜそれをするかということに関してはいろいろな学説もあるんですけれども、要するに女の子たちが性経験をしない状態にしておいて、そして結婚のときに初めて性行為をするというようなことの儀式のようなものらしいんです。それに対して、女の子たちは当然とても痛いことですから逃げるわけですけれども、何とか押さえつけて、そして女性性器切除をするというような、そういう非常に人道的にも、それから医学的にももちろん病気でも何でもないところに切りつけるわけですから大変に問題がありまして、世界保健機構をはじめ国連人口基金とかそういうところから、これはあしき慣習だから廃絶するようにという通達は出ているんですけれども、日本もそれに批准しているんですけれども、なかなかアフリカの現地では廃止にならず陰でも続いているというような状況です。

- ○磯山副委員長 ありがとうございます。以上です。
- 〇杉森委員長 石原委員。
- ○石原委員 参考人に2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、1点目は、エリザベスさんがそもそも来日した理由と背景等について簡潔に教えていただければと思います。それから、もう1点。これは参考にということなんですけれども、日本以外の国での、いわゆる難民申請と申しますか移住と申しますか、そのような運動というのはされるお考えがあるのかとかないのかとか、今やっているのかとか、その辺についてはいかがでしょう。

以上でございます。

〇杉森委員長 参考人。

○柳沢参考人 エリザベスさんがなぜ日本に来たのかということに関しては、これは彼女から直接聞いた話があります。それは、彼女は14歳で自分のうちから逃げるわけですけれども、逃げた後、24歳で日本に来るまでナイジェリアの国内を転々としています。ずっと隠れているんです。最後に来たのがナイジェリアの中の大学だったんです。そこの大学で、大学の構内がとても大きいところだったらしいんですが、そこで隠れていたらしいんですが、そこに非常に自由に行ったり来たりするような雰囲気があるらしくて、観光客がよく来るラゴス大学というところだっ

たと思いますが、観光客がたくさん来る、その中に日本人がいたそうです。そしてその日本人が日本の話を英語でとてもよく説明してくれて、彼女はアメリカの人とかドイツの人とかカナダの人とかいろいろな話を聞いたんだけれども、とても日本に好感を持ったと言うんですね。それで、彼女が日本に来るときに、友達のお父さんという人が、何かお医者さんで大変な有力者で、その人から経済的な支援を受けて切符を買うことができた。そのときに、アメリカに行くか日本に行くかということで迷ったそうです。アメリカの人たちはたくさん来ていろんな話を聞いていたけれども、彼女は日本の話というのは、その日本の男の人から聞いただけで、非常に何といいますか関心が強く持てたと、この国はどういう国だろうかと好感を持ったということで日本を選んだということはあります。

それから、もう一つのほうの質問とも関係があるんですけれども、日本以外の国は候補に挙がらなかったのか、彼女は日本以外の国へ行ったのかということに関して言えば、彼女は日本に最初に来たのは91年ですけれども、それから四、五年たって彼女は初めて日本の外に出るんですね。それはお母さんに会いたくて、そのお母さんという人はご自身がその性器切除のために妊娠しても出産できない、流産するということを9回も続けて10回目の妊娠で彼女を産んだという人で、エリザベスを大いに、何といいますか助けて、あなたは絶対性器切除をする必要がない、もう逃げなさいと言って逃がしてくれたのがお母さん。そのお母さんに会いたくて彼女は1回ナイジェリアに帰るんです。飛行場から電話をする、そうするとお母さんが、今とても怖い人たちが今うちに来ているから絶対に帰ってきては駄目と。何か部族の中で暴力的なことがあって、お母さんも、もううちから出られないような状態だった。それで、彼女はうちに帰らず飛行場からほかの国に行くんです。アメリカに行きます。アメリカに3か月くらい、たしかいるんです。アメリカはとても人種差別が強くて、自分は黒人だから全然いい思いをしなかった、日本のほうがずっと暮らしやすいというか、自分が生きていくことができる国だというふうに強く感じて日本に戻ってきたと、そういう経過がありました。

〇杉森委員長 石原委員。

〇石原委員 そうすると、2点目のことでもう1点確認なんですが、日本以外の国での難民申請 というようなことは、お考えにはなっていないわけですね。

〇杉森委員長 参考人。

○柳沢参考人 はい。アメリカに行ったときに、そこまで実は考えたそうです。だけれども、とてもこの国には住めないと、人種差別が非常に強いから自分は黒人で全然いい経験をしなかった、それで難民申請そのものを全然しなかったということです。難民申請しているのは日本だけです。

○杉森委員長 ほかにありませんか。遠藤委員。

○遠藤委員 先ほど、ちょっと聞き忘れたことがあります。

在留特別許可なんですけれども、現在までに、参考人の方が御存知の方が茨城県内、日本とか そういうところにいらっしゃるのかどうか、その辺。というのは、かなり前の新聞報道だと思っ たのですが、茨城県のほうで、たしか高校生か何かが日本にいてもいいよというような報道をち ょっと耳にしたことがあるんですが、その辺との関連があるのかどうか、ちょっとその辺、説明 いただきたいと思います。

- 〇杉森委員長 参考人。
- **〇柳沢参考人** 私は個人的には知りません。私も実は、数週間前に、茨城県に住んでいる未成年 の人が在留特別許可が認められたというニュースを読みましたけれども、個人的には存じ上げま せん。
- **〇杉森委員長** ほかにありませんか。
- ○杉森委員長 以上で、請願第5号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の柳沢様、ありがとうございました。

午前10時57分休憩

午前10時57分開議

○杉森委員長 再開いたします。

続いて、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました請願第5号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、請願第5号は原案のとおり採択されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります公共交通について及び迷惑防止条例については、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があります。

ついては、委員長としては、引き続き本件について継続調査といたしたく存じます。

お諮りいたします。

公共交通について及び迷惑防止条例についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、公共交通について及び迷惑防止条例についてを 本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査とすることに決しました案件につきまして、本委員会は議長宛て、閉会中の継続調査の申出をいたします。

次に、本件を除く付託案件以外の所管事項について、ご意見がある方は御発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇杉森委員長 ご意見がなければ、以上で、付託案件以外の所管事項についての意見を終結いた します。

お諮りいたします。

委員長の報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告書の作成は委員長一任と決定いた しました。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時00分閉会